

「平成26年度第5回習志野市都市計画審議会」会議録

1. 会議名

平成26年度第5回習志野市都市計画審議会

2. 開催日時

平成27年3月9日（火） 15:00～16:30

3. 開催場所

習志野市消防本部 4階会議室

4. 出席者氏名

委員 飯生委員、宍倉委員、瀬戸川委員、高橋委員、
廣田委員、山本委員、市川委員、佐野委員、
清水委員、杉山委員、中山委員、安部委員、疋田委員

5. 報告事項

第2斎場について

6. 議題

習志野市都市マスタープラン改訂案について（付議）

7. 会議録（要約）

事務局：平成26年度第5回習志野市都市計画審議会を開催させていただきます。山本会長、会議進行よろしく申し上げます。

山本会長：それでは会議を進めます。まず、会議の成立の確認です。現在、15名中13名の委員に出席いただいております。定足数2分の1以上を満たしておりますので会が成立していることを報告します。

それでは会議次第 2. 会議の公開について、本審議会は原則として公開にしています。本日も特に非公開とするような要素はないと考えていますが、公開でよろしいですか。

《異議なしの声》

異議がないようですので本日の会議は公開して進行します。今日は傍聴者が居ないので、このまま会を進めます。

本日の会議ですが、報告事項として「四市第 2 斎場計画について」と前回、継続審議となりました付議案件「習志野市都市マスタープラン改訂案について」です。

次に本日の会議録の署名委員を指名します。本日は杉山委員と中山委員をお願いします。

それでは、会議次第 3、報告事項「四市第 2 斎場計画」につきまして事務局より説明をお願いします。

報告事項 第 2 斎場について (事務局より資料に基づき説明)

山本会長：四市第 2 斎場計画の状況が把握できたと思います。大変重要な案件ですので、西村副市長に出席をお願いいたしました。これまでの第 2 斎場の建設計画の経過などについて説明をお願いします。

(副市長より資料に基づき説明)

山本会長：ありがとうございました。それでは、今の説明に対しまして質問等、お願いします

安部委員：今日は、副市長に出席いただき詳細にわたります資料の提示、丁寧な説明ありがとうございました。私自身も第 2 斎場等に反対す

ることでは無く、審議会に対して手続き上ミスが無いように、そして計画決定するには各委員が十分な必要性や概略を説明できる知識を持って、きちんと理解した上でやっていければいいと思います。

最後にお願ひですが、建設にあたっては効率的に利便性を検討いただき、出来るだけ 25,000 m²に近い数字で建設をしていただきたい。将来のことを考えると最終処分地を確保しておかないと、行政も市民も不安な部分が出てきますので、それだけは確実に確保していただきたいということをお願いします。

山本会長：ありがとうございます。ただ今の発言は意見としてうかがっておきたいと思います。

足田委員：副市長から説明いただきました。それと予め資料を読ませていただきましたが、スケジュール的にかなり急いでいるということで、いろいろな手続きが必要だと思ひますが、説明をいただいた他に質問がございますので、次回以降で結構ですので説明をお願いします。

まず、四市複合事務組合斎場について、現在の馬込の都市計画決定の内容について教えていただきたい。現在、火葬炉 15 基となっていますが、馬込の都市計画決定では最終的に 15 基がアップになるのかどうか。やはり、現在都市計画決定されている都市計画施設が限界であるというのと、第 2 斎場として茜浜が最適であるという結論でなければ、計画決定ができないということだと思ひ

ます。2点目は、施設の拡張、火葬炉の改修なり増設がなぜできないのかという理由です。2番目は、四市組合の構成についてです。火葬の需要として平成72年まで出しておりますけれども、本当に72年までこの枠組みが変わらないのか。これからの火葬炉の需要予測に関わる問題ですので確認したいと思います。

それから四市の火葬場の場所としての適地調査を今までどういふふうにやってきたのか。それで茜浜が最適なのかという経緯について、もう一度説明をお願いしたい。

それから、今後の施設需要の見通し根拠を教えてくださいたいと思います。

それと第2斎場の計画ですが、用地選定の経緯で、市の検討で平成19年12月に当該土地が自然環境やまちづくりを勘案して候補地として提供できないと言っている。それから、26年8月にも既存施設が稼働しているなど提供を断っている訳ですが、これをどのような形でクリアしているのか。

それから斎場の2点目は、環境調査、ダイオキシンを含めて現状どうなって、それが将来的に問題がないという環境調査をされているのか、あるいはこれからされるのか。その辺のデータを示していただきたい。

それから施設内容ですが、八千代での計画が示されていますが、茜浜で計画される場合はどんな形で考えられているのか。教えてくださいたいと思います。

さらに施設の整備計画、景観計画についてどのように四市組合が考えられているのか。

最後になりますが、最終処分場の縮小の見通しの根拠ですね。現在都市計画決定されている施設がありますので、最終処分場について、今後の需要に対して縮小しても問題がないのかどうかです。

山本会長：ありがとうございました。各委員にも理解をいただきたいので確認させていただきます。

1点目は、馬込斎場が計画決定された当時の計画内容。

2点目は、馬込斎場が施設拡張できない理由。

3点目は、四市組合の構成が平成72年まで本当に続くのか。

4点目は、四市での適地調査、候補地の経緯。

5点目は、利用の将来予測のバックデータはどんなものなのか。

6点目は、習志野市内で2度辞退をしている中で、受け入れに方針転換したバックグラウンドは何か。

7点目は、環境アセスメントの内容。

8点目は、八千代で計画された斎場計画を茜浜で転用することが可能なのか。

9点目は、施設整備計画、景観計画への配慮はされているのか。

10点目は、最終処分場用地が若干割愛される中で将来の見通し。次回の都市計画審議会で説明いただきたいと思います。

廣田委員：前回欠席しておりました、内容を知らないで質問させていただき恐縮ですが、今、東京都の斎場の調査報告書の審査をさせていた

だいており、その中でこれまでの成功例として家族にとってここで葬儀をしてよかったというアンケート調査の結果があり、家族を亡くした時にどこの斎場で火葬をするかということは、家族にはとても重要なことだと思います。その時に、衛生センターとか最終処理場の施設に近接している例が東京都の報告書にはなかったものですから。例えば千葉市の例では、千葉市の斎場は、緑の中にこんもりとした木々がありアプローチも結構距離があり入っていく、そういうロケーションのところだと思います。そう考えた時に隣接する施設群が気になったのですが、それらは審議されたことなのでしょうか。

山本会長：現在の計画地の横に示されている衛生センターは、斎場建設の段階では無くなるということです。他にいかがでしょうか。

穴倉委員：第2斎場ができなかった場合に他市の施設を利用することになり、その場合高額の利用料が発生するという説明しかいていない。高額というのもどの程度なのか、数字的なものをお示しいただけないでしょうか。

社会福祉課長：通常、管内、管外、と呼び方で分けておりまして、私たちが馬込の火葬場を利用しますと管内ということで3,700円。これが四市以外の方が馬込斎場を利用された場合には管外ということで50,000円を負担することになります。近隣市になりますが、千葉市斎場の管外になりますと60,000円、市川市が50,000円、浦安市が50,000円、佐倉・四街道・酒々井の組合は100,000円、印西

では 50,000 円。もし、2 つ目の斎場ができなくて、馬込斎場がまったく使えないような状況になりますと 50,000 円なり、60,000 円を負担して他の斎場を利用させていただくことになります。

山本会長：ありがとうございました。その辺がはっきりしないと、おそらく判断ができないということになると思います。他にいかがでしょうか。

清水委員：前回もお願いしたのですが、31 年 10 月開始で、4 年間しかありません。その中で解体、廃止の手続き、企業庁との調整、諸々の都市計画手続きをしなくてはいけないなど、大変な作業量になると思いますのでタイトなスケジュールの中でどうこれをやっていくのか、次回の審議会で示してほしい。そういった中で、この事業を進めていく体制を心配しています。四市は体制がとれると思うのですが、本市は限られた職員で対応していますので、その中で専門家がいるのかどうかなど、斎場建設事業に対しての体制が取れているのかどうか、市としての対応をお願いしたいと思います。

廣田委員：最終処分場用地というのは生きているのでしょうか。将来的には、この火葬場用地と最終処分場が隣接して面積を最小に抑える、という考え方は変わっていないのですか。

クリーン推進課長：最終処分場用地というのは生きております。将来的にもし、習志野市内に最終処分場を整備するという計画になった場合に対応する考えです。

廣田委員：最終処分場と火葬場を隣接させることに異議は出ていないですか。

保健福祉部長：現在のところ、最終処分場用地と火葬場が隣接するという点について廣田委員から指摘のありました、御家族のお気持ちを含めた議論はまだできていないのが現状でございます。先ほどの意見をお伺いして、そういった心情的な部分は多くあろうと再認識したところであります。

山本会長：火葬場と近隣の施設との関係については微妙な進め方になろうかと思えます。この近くに市民霊園がありますが、この市民霊園と斎場が一体的に整備されていくことによって、外国の例で、スウェーデンのストックホルムにある墓地は世界遺産に登録されているほどです。斎場計画地と市民霊園とは場合によっては空間的な計画の工夫をすることによって、魅力のある公園墓地とすることも考えられるような気がしますので、これから計画を進める段階で、是非配慮していただきたいとお願いいたします。

環境部長：最終処分場用地の今後の見通しですが、当初計画は昭和57年にたてられました。その時に、最終処分場については15年程度埋め立てをし、その後は緑地にするという計画でございました。将来的には最終処分場用地として使って、その目的が達成された後には緑地になりますので長期的な視点で見ますと、葬祭場の隣は緑地になるという将来の姿です。

山本会長：いろいろとアイデア等お持ちだと思いますので、今後提案いただければと思います。

穴倉委員：処分場用地ですが、隣接地の約13,000㎡を最終処分場の一部とし

て取り込んだということですが、現在の筆にこだわらずに必要な最小限の土地として区分すればよく、そういった面積の取り方も考えてもよいのではないのでしょうか。

保健福祉部長：委員の指摘の通り 16,000 m²の筆だけでは足りないということで、隣接の筆も含めて四市の方に提案した訳ですが、四市で基本計画の中で施設の配置をしていきます。この配置につきましては、できるかぎりコンパクトな形で収めていただきたいということは申し上げておりますし、元々25,000 m²程度の土地という要請でしたので、最終的には、25,000 m²程度で収まるようしっかり協議を進めていきたいと思えます。

足田委員：火葬場というと、どこの市の施設も緑化を考慮したり、アクセス道路をきれいに整備したりしていると思えますので、今回の候補地は工業団地の真中ですので、手前の工場の海側のところを直接アクセスできて、それも緑化を兼ねたものにできれば、雰囲気をかもし出すことができるかと思えます。

周辺も含めてハミングロードとの取り合いも考えて計画していただけるとよいと思えます。

山本会長：どうもありがとうございました。まだ他にも意見、提案あるかと思えますが、報告事項につきましてはこれで終了させていただきます。なお、西村副市長、保健福祉部長、環境部長につきましては、ここで退席とさせていただきます。

山本会長：それでは会議次第4の議題、付議案件「習志野都市計画マスター

プラン改訂案について」審議したいと思います。

本件については、前回、第4回審議会において審議いたしました
が、委員の皆様より多くの意見を頂戴したことから継続審議とさ
せていただきました。前回の皆様からの意見等を踏まえて改訂案
を修正した資料が配付されていると思います。それでは事務局よ
り修正の内容について説明をお願いします。

議 題 習志野市都市マスタープラン改定案について

(事務局より資料に基づき説明)

山本会長：ありがとうございました。質問、意見がございましたらお願いし
ます。無いようですので、採決に移ります。付議案件「習志野市
都市マスタープラン改訂案について」原案どおり決することにつ
いて賛成の方の挙手を求めます。

《 挙手全員 》

山本会長：挙手全員であります。よって、付議案件「習志野市都市マスター
プラン改訂案について」原案どおり決することとします。次に次
第5「その他」に移らせていただきます。その他として「都市計
画区域の整備、開発及び保全の方針の修正内容」について事務局
より説明をお願いします。

(事務局説明)

廣田委員：土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針の「保護・保全を
図る」というところで「図る」は必要ないのではないか。「市街地
に残された緑や生産緑地及び保存樹木の保護・保全とともに緑空

間の確保を図る」でよいのではないのでしょうか。

山本会長：文書表現ですね。検討していただければと思います。

事務局：検討して直したいと思います。

清水委員：要望です。生産緑地が追加で書かれたということですが、生産緑地が20年前と比べて半減しているという状況がありますし、本市においても生産緑地の買い取り申請があってもなかなか買い取れないということです。生産緑地は平成3年の法律改正で一気に指定されていますが、平成34年になると指定から30年ということで指定の期限がきてしまう。そうすると、農家の方は高齢化していますし、次の方が引き継いでやるというのも厳しい状況かと思っています。そう考えますと、7年後の平成34年に習志野市内の生産緑地が一気に指定解除に向かうという可能性があるので、7年後を見据えて生産緑地をいかに保全していくのかということで現状調査をしていただき、守っていくための手立てを検討していかなくてはならないと思いますのでお願いします。今議会において、発議案として生産緑地制度の見直しを私が提案者として発議しております。内容としましては、生産緑地がなかなか貸せないという状況がありますので、生産緑地を貸しやすくする制度にしたかどうか、ということをお願いしております。また、生産緑地の面積要件が500㎡以上となっているわけですが、要件を緩和して、500㎡以下であっても指定できることを要望しております。

また、相続税の納税猶予の適用を受けている方もいらっしゃる

ますが、これも要件を緩和して、できるだけ相続税の納税猶予を受けられるような形の発議案で、国の方にも要望していきたいと考えております。今後とも生産緑地制度をしっかりと維持できるように、市としても取り組んでほしいと考えております。

山本会長：ただ今の発言、提言ということといたします。

足田委員：今回の線引き見直しで人口フレームに位置付ける鷺沼台2丁目の土地区画整理事業ですが、現在の進捗状況を教えていただけますか。

事務局：鷺沼台2丁目の土地区画整理事業につきましては、地権者が現在、土地利用計画（案）の作成をしております。まだ、市に計画案があがってきておりませんので、提出された段階で報告させていただきたいと思っております。

山本会長：他にございませんか。特に無いようですので、本件につきましては、スケジュールに沿って進めていただくということにしたいと思っております。その他の意見はございませんか。

安部委員：最終処分地の現場に行きますと護岸から敷地まで35mしか無い訳です。あそこに本当に最終処分用地を構築するとしたら10m掘るのか20m掘るのか分かりませんが、護岸が今の技術で持つのかどうか心配です。その辺を分かれば教えていただきたい。

事務局：確かに護岸から処分場用地までは30m位しかなく、例えば20m掘ったら護岸に影響があると思っておりますので構造計算を十分に行って、支障が無いように作ることにしたいと思います。

安部委員：実際護岸が壊れてしまって出来ないのではないかという不安があります。

足田委員：最終処分場でどのくらい掘るのかにもよりますが、護岸をやり直すくらいになるのではないかと。このあたりは何十mものピート層があり、N値ゼロのところ相当続いていますから、掘るときには護岸を補強しなければと思います。

安部委員：汚水処理場のところは杭を72mほど打ち込んでいます。そうしないと岩盤まで届いていませんで、建物そのものに影響が出てしまいます。

山本会長：ありがとうございます。社会インフラについては相当な信頼性が要求されると思いますので、この審議会にもいろいろな情報を提供していただきたいと思います。

これで第5回審議会の会議次第は全て終了いたしました。それでは、本日の都市計画審議会を閉めさせていただきます。

(閉 会)

7. 所管課名

都市整備部 都市計画課

電話番号 047-451-1151 (内線) 273